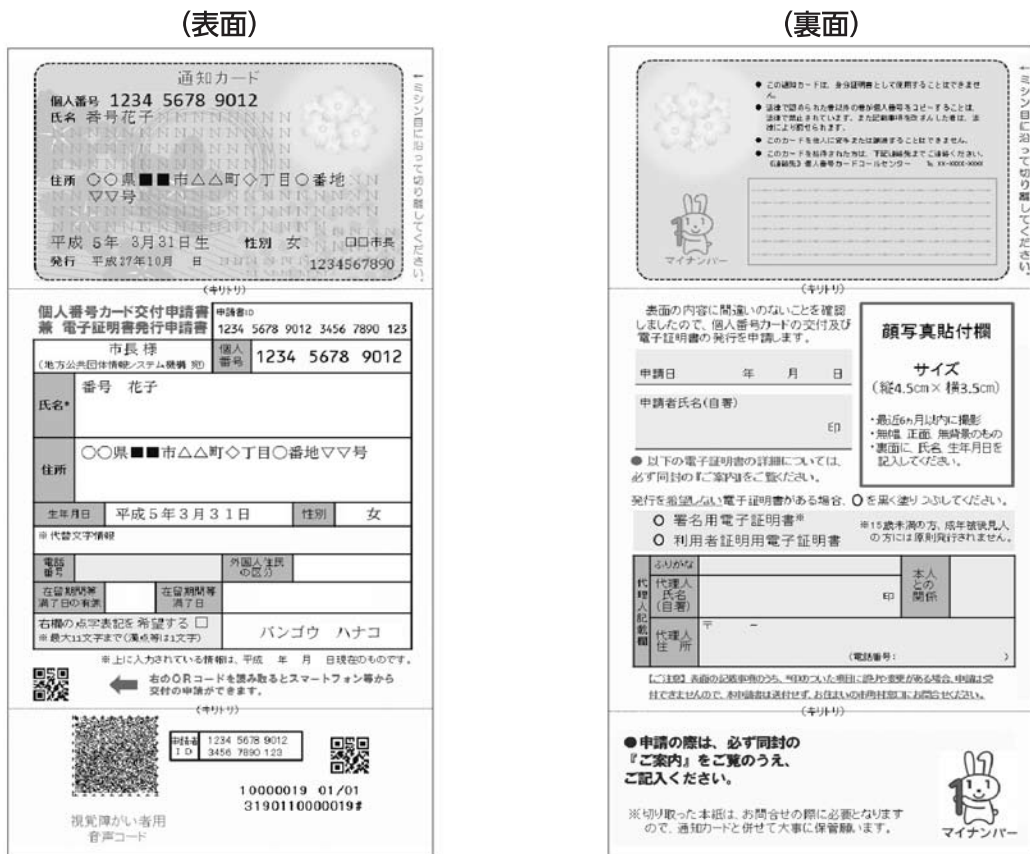


10月から順次、マイナンバーがお手元に届きます

平成27年10月5日の番号利用法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行により、10月から住民票を有する全ての方に「通知カード」、「個人番号カードの申請書と返信用封筒」、「マイナンバーについての説明書類」が簡易書留（転送不要）で郵送されます。

郵送される通知カードのイメージ図



通知カードにはマイナンバー（12桁の個人番号）と基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）が記載されます。行政手続きや個人番号カードの申請に関して必要となりますので大切に保管してください。

個人番号カードの交付を希望される方は、「個人番号カード交付申請書」に顔写真を貼付して、地方公共団体情報システム機構へ返送していただきますようお願いいたします。（スマートフォンなどからの申請も可能です。）

マイナンバー制度や個人番号カードの詳細について

総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

お問い合わせ先（平日9時30分から17時30分 全国共通ナビダイヤル）

●日本語対応 **0570-20-0178**

●外国語対応（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語） **0570-20-0291**